



2016
≡
2035

保存版

華のある都市 まち 古河

（はなが好き、ひとが好き、古河が大好き）

第1章

第2次古河市総合計画の策定にあたって……………1

1 総合計画策定の趣旨……………1

2 総合計画の構成と期間……………3

3 第2次古河市総合計画の基本的考え方……………5

第2章

古河市の特性……………7

1 地勢……………7

2 沿革……………9

3 人口……………11

4 産業……………13

5 行財政……………14

6 市民の意見……………15

第3章

未来に向けた古河市の基本的課題……………17

1 人口減少社会への対応……………17

2 地域特性を活かした定住促進と産業拠点性の向上……………18

第4章

未来の「めざすまち」の姿……………19

1 未来の「めざすまち」……………19

2 将来人口……………21

3 都市形成の概念……………23

第5章

未来の「めざすまち」の基本方向……………25

1 住み続けたい・住んでみたい、良好な暮らしの環境があるまち……………25

2 訪れてみたい・働いてみたい、地域資源が活かされ活力があるまち……………26

3 明日につなぎたい・受け継ぎたい、次世代へとつながっていくまち……………27

第6章

分野別未来の「めざすまち」の基本方向（施策の大綱）……………29

1 【市民協働】 地域のみんなで古河をつくる……………29

2 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる……………30

3 【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる……………31

4 【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる……………32

5 【生活環境】 安全で快適な古河をつくる……………33

6 【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる……………34

第7章

構想推進のために……………35

【行財政】 古河づくりを支える行政経営……………35

基本構想の体系……………36

資料編

……………38



総合計画策定の趣旨

1

● 私たちのまち古河市は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県の4県が近接する関東地方のほぼ中心、東京都心から50〜60kmに位置するまちであり、利根川・渡良瀬川の水辺、農地や平地林の緑に恵まれ、また、古くから政治・文化、あるいは交通の要衝として発展した、自然と文化の薫り高いまちです。

● 市政においては、平成17年の旧古河市・総和町・三和町の合併を受け、平成18年度に「第1次古河市総合計画（新生「古河」いきいきプラン）」を策定しました。この第1次古河市総合計画では、「風格と希望に満ちた、いきいき古河」を将来都市像として、北関東の中核的都市として自主的・自律的な発展をすべく、様々な取組を行ってきたところです。

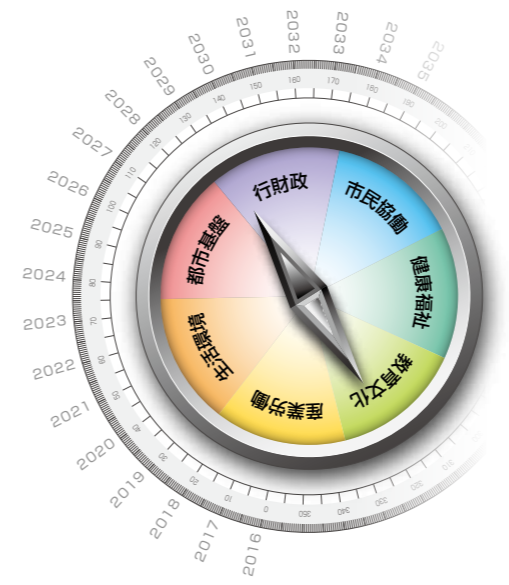
● 現在、わが国は、先行き不透明な時代の変遷の真っただ中にあります。人口減少・少子高齢化が顕在化し、これらが引き起こす諸問題への対応が喫緊の課題となっており、国・地方自治体による対策立案とその推進が急がれています。

● 今後、人口減少が予想される中で、市の財政状況は厳しいものとなっていくことが予想され、経営資源（人・モノ・財源）を有効に活用し、今まで以上に効果的・効率的な行財政運営を進めていくことが求められます。

● 時代の変遷の中、これからの古河市は、どのようなまちを目指し、どのように歩いていけばよいのか。その方向性を示すものが、この「第2次古河市総合計画」です。

2 総合計画の構成と期間

● 第2次古河市総合計画は、古河市自治基本条例（平成21年9月9日条例第32号）第20条の規定に基づき、「総合的かつ計画的な市政運営を図るため」策定するものであり、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の三層構造とします。



① **基本構想**
 「基本構想」は、長期的なビジョンとして、古河のまちづくりの指針となるものであり、未来の「めざすまち」とそれを実現するための施策の大綱を定めるものです。平成28（2016）年度を初年度とし、20年後の平成47（2035）年度を目標年度とします。

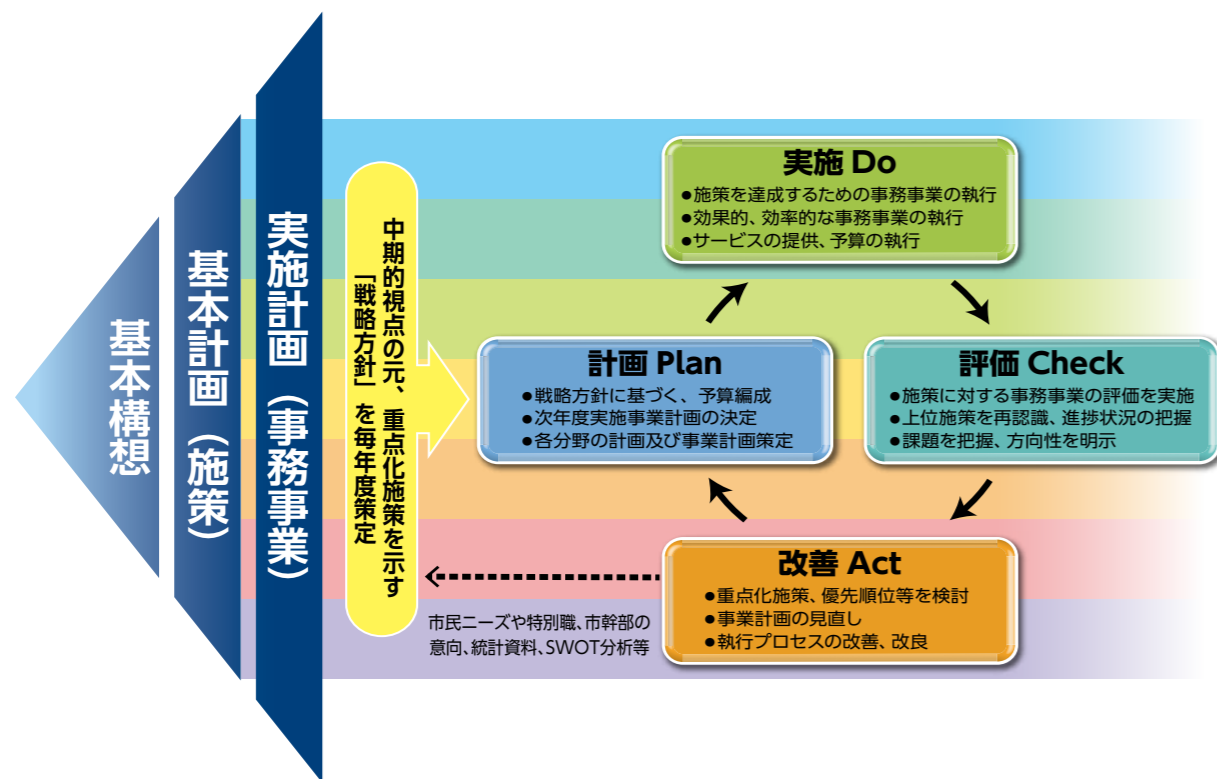
② **基本計画**
 「基本計画」は、基本構想に掲げた未来の「めざすまち」を実現するための手段として、分野ごとに、中期的な施策の方向性を定めるものです。基本構想の計画期間（20年間）に4年ずつ5期にわたって策定するものとし、第Ⅰ期基本計画は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成31（2019）年度を目標年度とします。

③ **実施計画**
 「実施計画」は、基本構想の実現を図るため、基本計画に定めた施策の方向性を踏まえて具体的な事業などを定める計画であり、市の予算編成や事業評価などと連動する計画です。平成28（2016）年度を初年度とし、計画期間は2か年として、毎年度、戦略方針に基づく重点的施策を掲げ、ローリング方式により見直すものとなります。

	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47				
基本構想	20か年																							
基本計画	第Ⅰ期(4か年)				第Ⅱ期(4か年)				第Ⅲ期(4か年)				第Ⅳ期(4か年)				第Ⅴ期(4か年)							
実施計画	[]		[]		[]		2か年ローリング方式により毎年度見直し																	



図表 上位施策を意識したマネジメントサイクル全体像



3 第2次古河市総合計画の基本的考え方

古河市における最上位計画として、長期的なビジョンを示すとともに、厳しさを増す財政状況などを背景として、経営資源（人・モノ・財源）を有効に活用できるように、行財政マネジメントの基幹となる計画として、この「第2次古河市総合計画」を位置づけます。

そのため、この「第2次古河市総合計画」では、古河市にふさわしい独自性の高い施策とともに、施策の達成状況を確認するための成果指標を設定することにより、評価と改善などがしやすい計画とします。

さらには、計画から予算編成、施策・事業などの推進と評価、改善までが一体となったPDCAマネジメントサイクルをより実効的なものとするため、予算編成や事業評価に連動することを見据えた計画とします。

「第2次古河市総合計画」は、内部マネジメントでの運用も想定していることから、行政分野全般を網羅した計画を策定する必要がありま。策定後の運用においては、戦略方針に基づく重点的施策を示し、実施計画と連動させることで、より実効性を高めます。

図表 古河市の位置

総面積 (km ²)	123.58	
位置 (度)	東経	139° 45'
	北緯	36° 10'
広狭 (km)	東西	16.06
	南北	12.58
海拔 (m)	17.5	



地勢

Terrain

1

生活の場・産業立地の場として恵まれた環境

● 古河市は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県の4県が近接する関東地方の地理的中心に位置しています。地域は全域にわたってほぼ平坦な地形で、気候も概ね温暖であることから、生活の場・産業立地の場として恵まれた自然条件にあるといえます。

● また、東京都心や、さいたま市・宇都宮市といった主要都市までの距離が50〜60kmという地理的条件に加え、JR宇都宮線及びこれと相互直通運転する上野東京ライン（平成27年3月開業）をはじめ、国道4号や新4号国道などの広域交通ネットワークが整備されており、さらに、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の境古河IC（平成27年3月供用開始）にも近接していることから、広域的な交通利便性の高まりを背景とした発展が期待されています。



沿革

History

2

歴史と文化を礎に 新たな時代へ

原始時代には、近くまで東京湾（古東京湾）が入り込んでいたこの地に、人々は大小河川や湖沼の周辺部の台地で生活を営んでいました。奈良時代には、「万葉集」に、「許我」の渡しを題材にした歌が2首取り上げられています。9世紀には、牧野地に大規模な製鉄・鑄造施設が営まれ（川戸台遺跡）、この地が製鉄製品の生産供給拠点だったことが想定されます。また、この時代、平将門の乱を鎮圧した藤原秀郷の子孫下河辺氏・幸島氏・山川氏等がこの地に深く根を張っていました。鎌倉時代には、源頼朝の御家人・下河辺行平が、古河に初めて城を築いたと伝えられています。

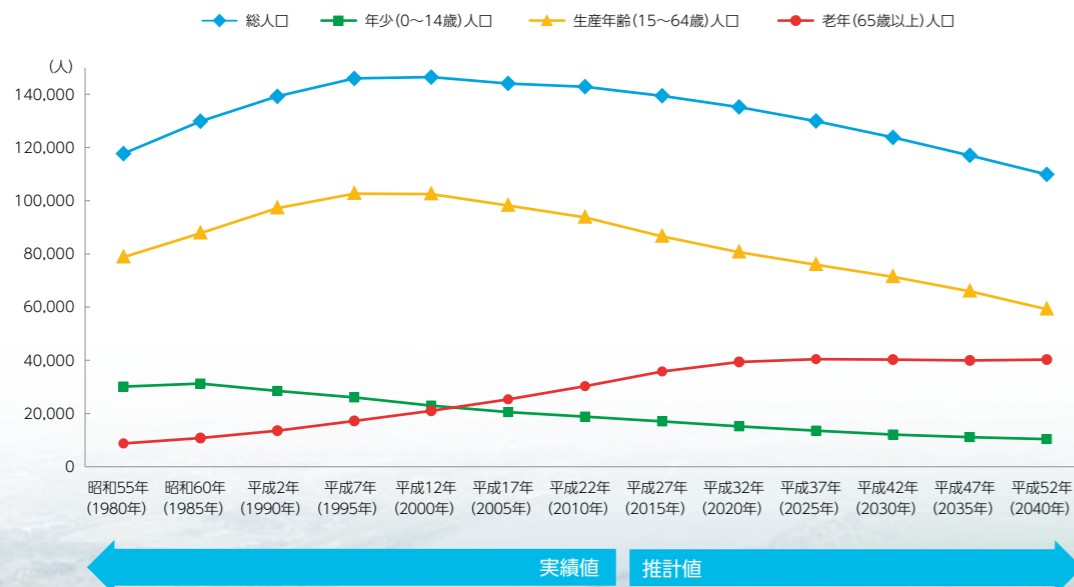
14世紀前半の南北朝時代には、「古河」という表記が史料に現れはじめました。古河が歴史上の重要地となるのは、室町幕府の東国における拠点、鎌倉の関東公方が、足利成氏の代に、古河へ拠点を移し、古河公方が成立したことにあります。水海や関宿を拠点とする築田氏や尾崎・恩名を拠点とする山川氏と親族の結城氏・小山氏等の支援により、足利氏は、古河公方として5代130年にわたり、関東や東北に影響力を持ちました。

江戸時代の古河には、関東の重要拠点として徳川家譜代の有力大名が配置されますが、古河と隣接地以外の市域には、関宿・壬生・峯山（現京都府）の各藩領、旗本領（山高氏・三浦氏等）、幕府直轄の天領が複雑に入り組んでいました。古河藩は、永井・土井・堀田など幕府の中枢を担う大名が歴代藩主に就任し、特に土井利勝は16万石を領し、古河城御三階櫓の築城を始め城下町を整備するなど古河発展の礎を築きました。古河藩は、雪の結晶を研究した藩主・土井利位をはじめ家老・鷹見泉石、藩医・河口信任等多くの学者・文化人を輩出しました。また、日光街道の古河・中田、日光東街道の諸川・仁連・谷貝の各宿場には、本陣・脇本陣が置かれ大変賑わいました。特に、徳川家康を祀る日光東照宮へ将軍が参拝する日光社参では、古河城が将軍の宿所に充てられ、将軍にお供する多くの大名が街道を通行しました。

明治維新後、廃藩置県により古河藩は、古河県となり、さらに本地域は、印旛県、千葉県を経て、明治8年、茨城県に編入されました。明治18年には、茨城県下で最初の鉄道駅となる古河駅が誕生しました。また、明治初期に興った製糸業は、猿島茶とともに近代古河の産業を支えました。戦後、総和町は積極的な企業誘致により田園工業地帯へと変貌し、三和町は都市近郊型農業の展開により農住混在型の地域構造へ変化していきます。それぞれ商業・工業・農業の町として発展した3市町は、平成の大合併を機に合併が進められ、平成17（2005）年9月12日、新生「古河市」が誕生、平成27年には合併10周年を迎えました。



図表 総人口及び年齢3区分別人口の推移（実績値及び推計値）



資料：国勢調査（総務省）及び「日本の市町村別将来人口推計人口」古河市（平成25年3月推計）
 国立社会保障・人口問題研究所
 ※実績値については年齢不詳を除く。（平成12年2人 平成22年169人）

3 人口 Demographics

少子高齢化が顕著となりつつある

● 国勢調査によれば、古河市の人口は平成12（2000）年にピークを迎え、146、450人に達しました。その後は緩やかに減少し、平成22（2010）年には142、826人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という）によれば、この減少傾向は今後も続き、この計画の目標年次である平成47（2035）年には117、019人とピーク時の約8割まで減少するものと推計されています。

● 古河市では、総人口の減少とともに少子高齢化が顕著となりつつあり、平成22（2010）年には年少（0～14歳）人口が13.2%、生産年齢（15～64歳）人口が65.6%、老年（65歳以上）人口が21.2%であったものが、平成47（2035）年には年少（0～14歳）人口が9.5%、生産年齢（15～64歳）人口が56.3%、老年（65歳以上）人口が34.2%となると推計されています。

産業

Industry

4

農・商・工のバランスの良さ

● 古河市の産業構造は、市内各地区の地域特性と、これまでの取組の成果を反映して、農・商・工のバランスの良さ、特に近年は工業の強さが特長となっています。

● 商業については、古河駅を中心とした市街地に商業集積が見られるほか、国道4号などへの沿道型大型店の立地も目立っています。平成24(2012)年の小売業年間商品販売額は115、649百万円、人口一人あたり販売額は80・2万円ですが、近年、その額は減少しつつあります。

● 農業については、首都・東京との近接性を活かした近郊農業が盛んであり、稲作のほか、かぼちゃ、にんじん、サニーレタス、ブロッコリーなどが生産されています。

● 工業については、これまでの企業誘致の成果によって工業団地が形成されており、平成25(2013)年の製造業粗付加価値額等は266、919百万円、従業者一人あたりの粗付加価値額は1、657・1万円に達し、全国的に見ても高い水準となっています。今後、自動車産業の誘致により、さらなる発展が期待されます。

行財政

5

限られた経営資源を真に必要な取組に配分

● 古河市の行財政において、人口減少や地方交付税・合併特例債の特例期間の終了は、財政や行政サービスなどに様々な影響を及ぼすことが想定されます。

● 今後、経済成長率や企業進出にともなう増収分を加味した場合においても、公共施設等の老朽化への対応や市民ニーズの多様化などにより、安定した財政運営が困難になることが懸念されます。

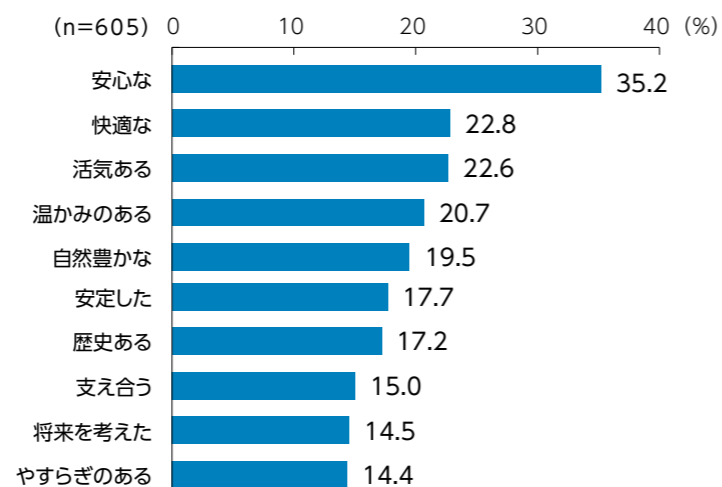
● 特に、財政に与える影響を年齢3区分別人口の推計から見ると、生産年齢人口は、平成47(2035)年には平成22(2010)年比29・2%減少することにより、歳入の根幹である市税の減少が見込まれます。一方、老年人口は、今後も上昇傾向が続き、平成37(2025)年をピークに平成22(2010)年比31・8%増加することにより、社会保障費の増加が見込まれます。

● このような中、今後の行財政運営においては、行政サービスの拡大による満足度の向上から、質の高い行政サービスの提供に注力する必要があります。既存の取組についての見直しをさらに強化し、真に必要な取組に限られた経営資源(職員、資産、財源)を配分する視点を持ち、分野ごとの部分最適でなく全体としての最適化を図り、市民満足度を向上させることが求められます。

③ 古河市の未来の姿

「安心な」が最も多く、次いで「快適な」「活気ある」「温かみのある」「自然豊かな」となっています。

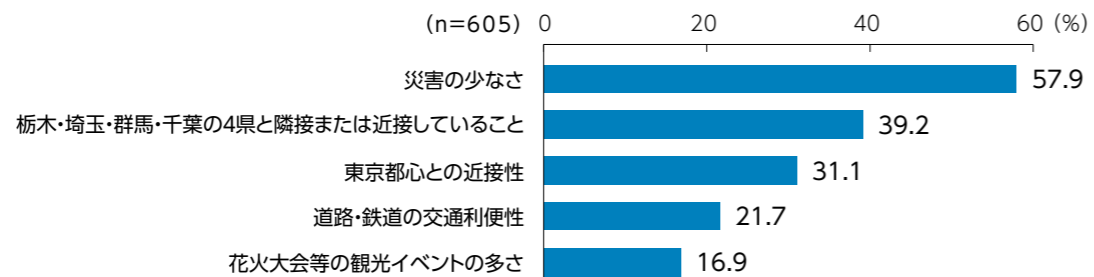
【図表】 未来の古河市はどのようなイメージであったらよいか（上位10位）



④ 活かしたい古河市の強み

「災害の少なさ」が最も多く、次いで「4県との隣接・近接」「東京都心との近接性」となっています。

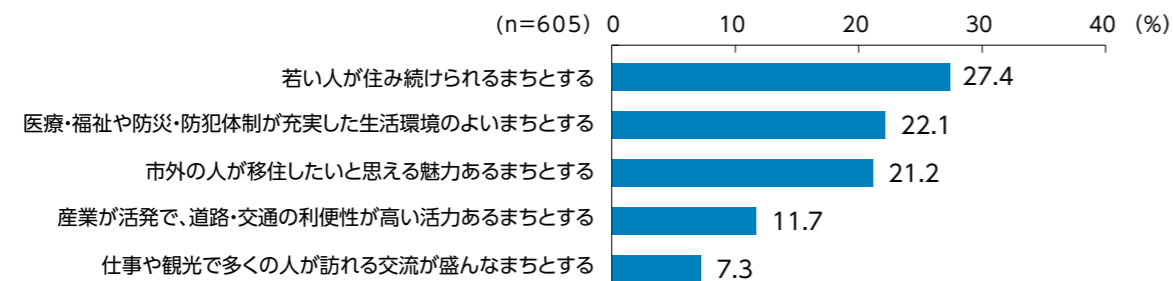
【図表】 未来に活かしていきたい古河市の強みは何か（上位5位）



⑤ 人口減少への対応

「若い人が住み続けられるまち」が最も多く、次いで「生活環境のよいまち」「移住したいと思える魅力あるまち」となっています。

【図表】 人口減少に歯止めをかけるためにどのようなことが大切か（上位5位）



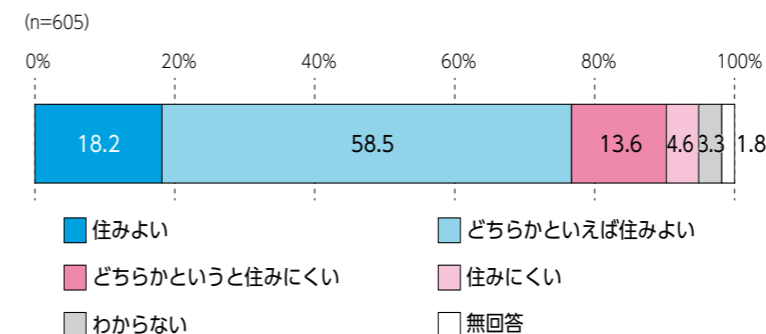
(1) 未来の古河市のイメージなど

(平成26年度市民意識調査から)

① 住みよさ

古河市を住みよいと思う人（「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」の合計）が75%を超え、多くの市民が古河市を住みよいまちだと感じています。

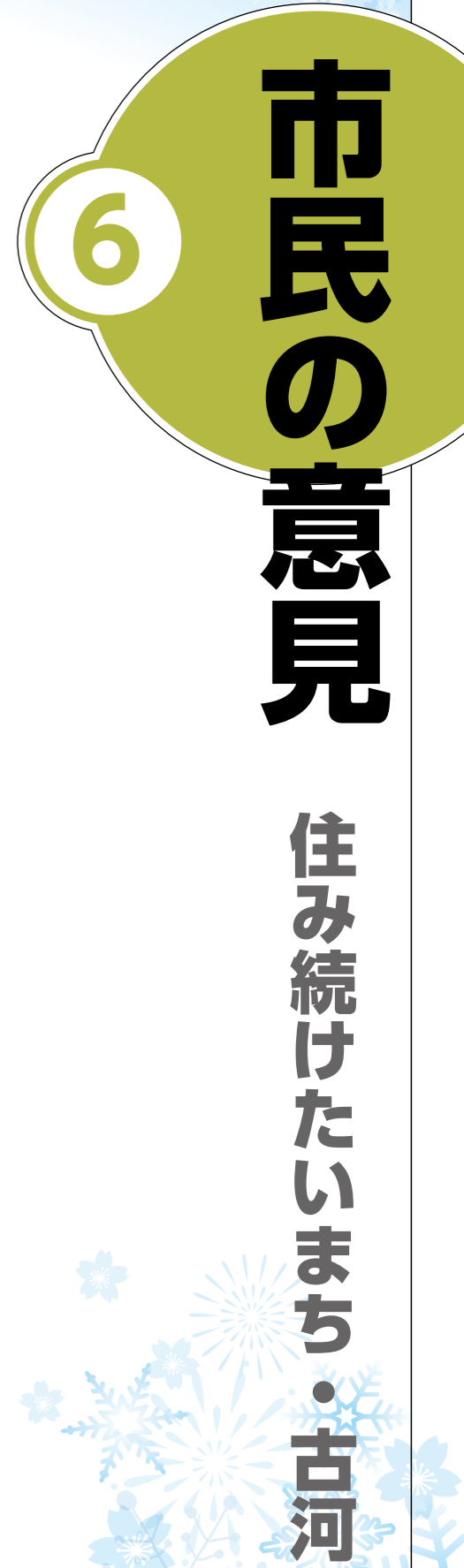
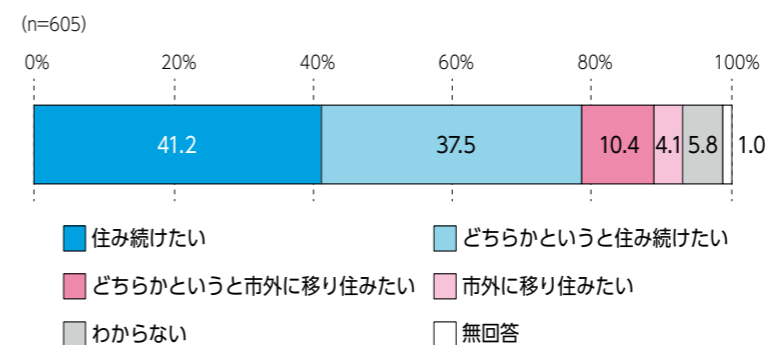
【図表】 古河市は住みよいまちだと思うか



② 定住意向

古河市に住み続けたいと思う人（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）が80%近くに達し、多くの市民が古河市に住み続けたいと思っています。

【図表】 古河市に住み続けたいと思うか



人口減少社会への対応

1

わが国は、既に人口減少局面に突入しています。人口減少は、これまでの社会（地域社会・経済社会）の担い手の減少と活力低下につながり、根拠がない「右肩上がり」信仰の終焉とともに、今後、様々な問題を引き起こすものと考えられます。

古河市も例外ではなく、国によれば、平成22

(2010)年には142,826人(国勢調査)であった人口が、平成52(2040)年には109,863人と約2割減少するものと推計されており、人口減少社会への対応は、極めて重要な課題となっています。

※実績値については年齢不詳を除く。(平成22年169人)

このため今後は、市民の生活環境の向上、社会基盤の整備などあらゆる分野にわたり、かつての「右肩上がり」社会のもとで行われてきた「量的拡大」志向の施策・事業ではなく、戦略的思考による重点投資などによる「質的向上」を図りながら、人口減少社会のもとで持続可能なまちづくりを目指していく必要があります。

地域特性を活かした定住促進と産業拠点性の向上

2

古河市は、関東地方の地理的中心にあり、首都・東京への交通利便性も高いという大きな特長があります。加えて、豊かな水辺や緑、温暖な気候といった自然、中世から拠点的城市として栄えてきた歴史や文化を有しています。

人口減少社会のもとで、今後、古河市が「時代の変遷」を乗り切っていくためには、「住み続けたい・住んでみたい」「訪れてみたい・働いてみたい」といった、定住・移住、交流・勤労などに際して『人々に積極的に選ばれる』まちをつくっていくことが不可欠と考えます。

このようなことから、今後は、古河市の特長・古河市らしさを大切に伸ばし、活かしながら、他の地域にはない魅力を発信しつつ、定住の促進と産業の集積を図り、人口減少社会のもとでの活力の維持と、産業拠点性の向上などに努めていく必要があります。

『華のある都市 古河』

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

1 未来の“めざすまち”

【参考】 未来の“めざすまち”について

市民により構成された古河市未来会議では、キャッチフレーズやその実現に向けた基本方向、具体的なアイデアなどに関する様々な意見が市に提言されました。未来の“めざすまち”には各班の提言からエッセンスを取り入れています。以下、未来会議からの提案を紹介します。

※未来会議とは・・・無作為抽出で選出された3,000名から希望者を募り、市民討議会を行う市として初めての取組です。従来の公募型と比較し公平性が高く、参加者満足度も高いとされています。

(ありたいまちのキャッチフレーズ)

まち まち あんばい
故郷と街がいい塩梅 ♪ゆったりライフ古河♪

古河市は、「都会ではなく田舎でもない」「いい塩梅」のまちといえます。人間性と生活観は、「ゆったり」しており、人情味あふれる性格が根付いています。住む人にとっての「故郷」であり、生活するための「街」が混在していることが、古河市の最大の魅力です。この魅力を、若者や来訪者にPRし、人口減少を食い止め、今住んでいる人たちが快適に住み続けられ、新住民が定住できるまちを目指します。

人・歴史・自然。ほどよいつながり「力」に。未来へ!!

古河市は、人、歴史、自然、近隣地域などと「ほどよいつながり」を持ち続けてきたまちで、このつなごりは、古河市の未来をつくる「力」となります。この力を発揮して、訪れる人にとって魅力的なだけでなく、住む人にとっても、生活や交通が便利で近隣地域との交流が盛んなまち、隣近所が助け合い安全安心なまち、古いものを守りながら新しいものを活かして若いも若きも楽しく住めるまち、人と自然が調和し四季の花々を楽しめるまちを目指します。

『文化』『活力』『笑顔』があふれ 世代を超えてわかりあえるまち 古河

古河市は、都会の喧騒から離れ、緑豊かで穏やかな風土の中に、城下町の街並みなど先人たちの軌跡が色濃く残るとともに、地勢を活かした産業が発展しています。こうした強みを活かして、文化の薫り高い穏やかな気風が漂い、活力ある産業が発達し、子どもたちの笑顔があふれ、子育てしやすく、高齢者の力が活かされ、誰もが手を取り合って暮らしていける、そんな快適な暮らしの実現を目指します。

ココが(古河)イネ!と言えるまち ～来たい・住みたい・ずっといたい～

古河市は、街と田舎の両面をあわせ持った暮らしやすいまちですが、市外の人に訴えかけるインパクトが欠けていると感じます。古河市を「ココがイネ!」と言えるまちにして、様々な世代の人に魅力を実感してもらおうとともに、市民が「好き」と言えるまちとし、外から「来たい」、来た人が「住みたい」、住んでいる人が「ずっといたい」と思えるまちにすることを目指します。

『華』には

華とは、華のあるまちをイメージしています。華のあるという形容は、都市の基盤をなす工業や商業や農業といった産業が栄え、そうした基盤の上に文化が華開く、名実兼ね備えた都市をイメージしています。また、華は、女性の形容としても使われます。女性が輝く都市、子育てにやさしいまちを柔らかく表現しています。人口減少社会を迎え、若者特に若い女性に選ばれるまちを創ることは、喫緊の課題です。そうした意味において女性の活躍できるまちを目指します。

さらに、華には古河が誇る様々な花（はなもも、桜、菊、バラ）だけでなく、関東最大級の華やかさを誇る花火、雪の結晶である雪華も意味しています。

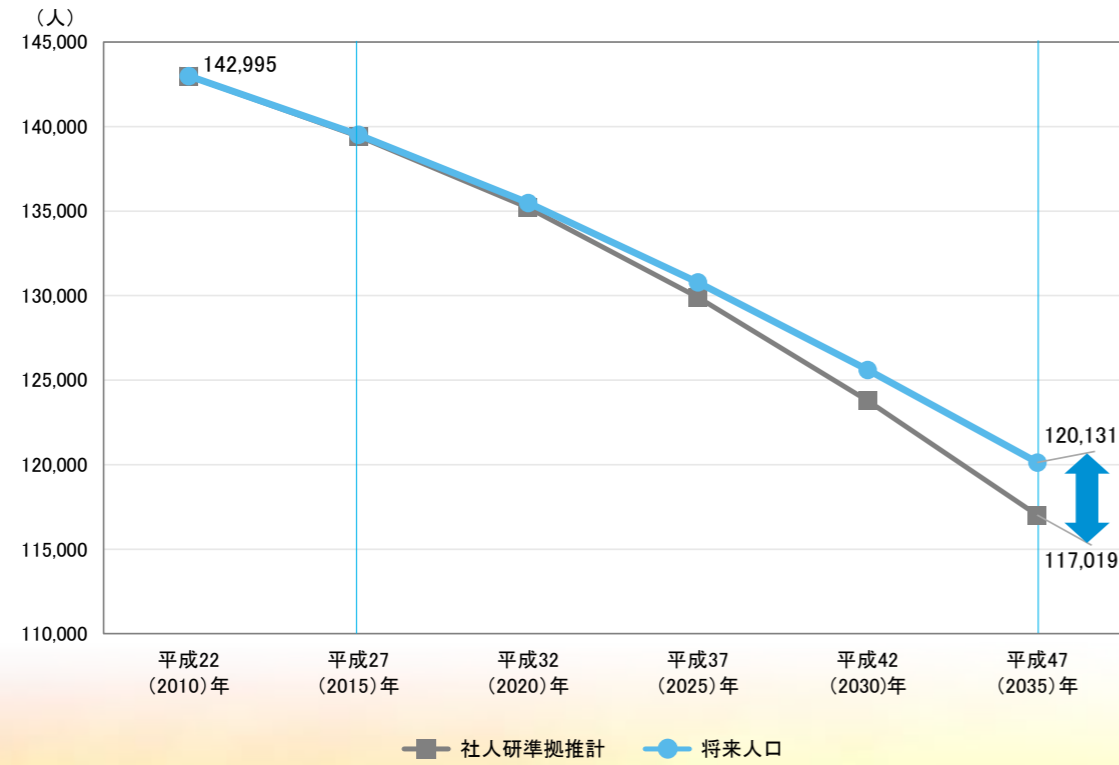
『都市(まち)』には

今も息づく「歴史や文化」を意味する(まち)、これから将来に向かって活気あふれ魅力あふれる選ばれる都市(まち)の意味が込められています。

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

活気と魅力あふれるまちで暮らしてみたい、住み続けたい、まちで暮らす人たちと一緒にもっと素敵なまちにしたい、そんな古河が大好きという意味が含まれています。

図表 将来人口



2 将来人口

● 古河市の総人口は緩やかな減少傾向にあり、平成27(2015)年の常住人口は140,770人となっています。社人研によれば、この傾向が今後も続き、平成47(2035)年の総人口は117,019人となるものと推計されています。

● 既にわが国全体が人口減少局面に突入している今、古河市だけが「右肩上がり」の人口増加基調に回復するとは考えにくく、今後も、ある程度の人口減少が予測されます。

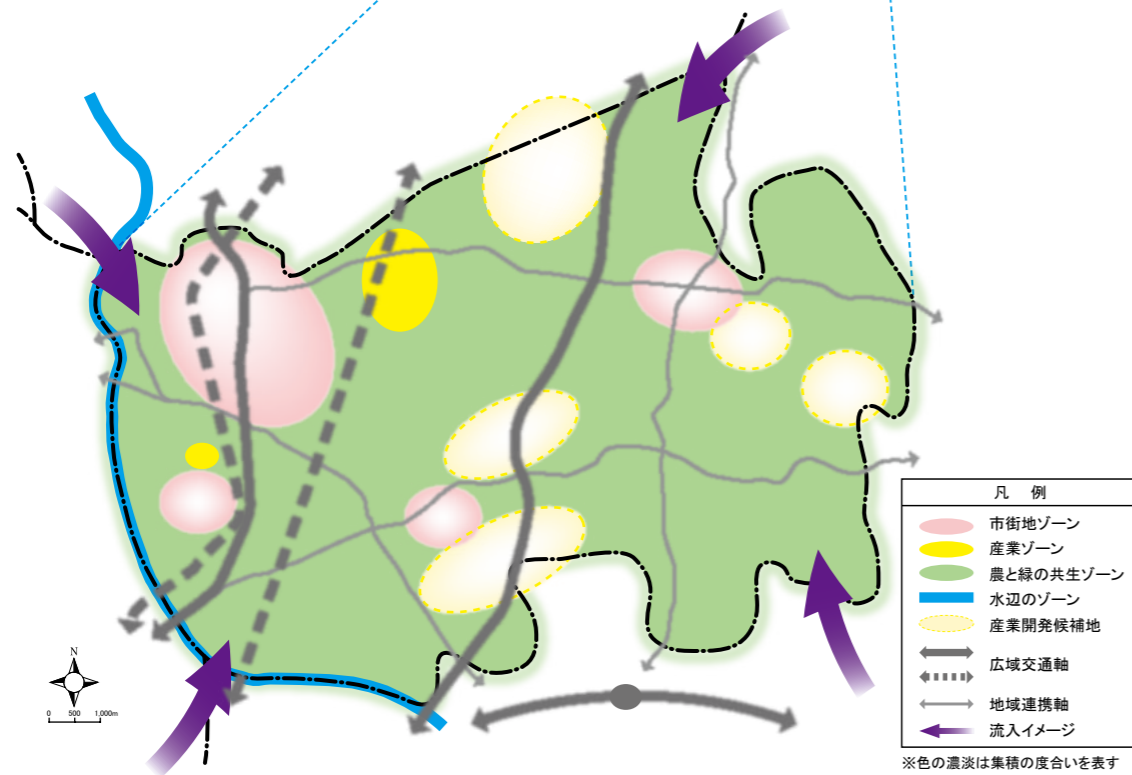
● しかしながら、子育てしやすい環境づくりや雇用の場となる産業振興など、移住・定住を促すまちづくりを推進することにより、出生が死亡を下回る「自然減」と、転入が転出を下回る「社会減」に歯止めをかけていくものとし、平成47(2035)年の古河市における総人口を約120,000人と設定します。

※平成27年の常住人口は、国勢調査により公表が遅れるため9月1日時点を使用。

図表 広域図



図表 都市形成の概念



3 都市形成の概念

首都圏における古河市は、新幹線及び鉄道網によって東北地方と東京・横浜方面を結ぶ軸線上に位置するとともに、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）によって都心から半径およそ40～60kmの地域を環状に結ぶ軸線上に位置しています。今後は、この地理的優位性を活かしながら、都市機能の集積と住みやすい環境づくりを目指してまいります。

他県との結節点である優位性を活かし、魅力ある地域づくりに向け、周辺自治体との連携を図ります。また、広域連携軸・地域間連携軸の整備を促しつつ、人口・産業の集積を図ることにより、未来の“めざすまち”の実現を目指してまいります。



1 住み続けたい・住んでみたい、 良好な暮らしの環境があるまち

● 未来の古河市にとって最も大切で基本的な要素は、ここに住まう「人」です。古河市には、首都・東京などへの交通利便性といった「利便さ」と、緑豊かな田園風景などに代表される「暮らしの場としての魅力」が共存しており、子育ての場としても適しています。

● このため今後は、このような古河市ならではの特長を活かし、磨き上げながら、市民にとっては『住み続けたい』、市外に住まう人々にとっては『住んでみたい』と思われるまちを目指し、良好な暮らしを実現するための環境整備や都市住民への情報発信などを通じて、移住・定住の促進を図っていきます。



2 訪れてみたい・働いてみたい、 地域資源が活かされ活力があるまち

● 未来の古河市を彩る要素は、観光や仕事などここを訪れる「人」です。古河市は、古くから政治・経済、文化、交通の拠点として発展してきた背景を持ち、市内には往時を偲ばせる地域資源が数多く残るほか、近年では、工業のまちとしての特性も際立ちつつあります。

● 都市住民などを呼び込むための仕掛けづくりや、より良い就労環境づくりなどを通じて、まちの活力を創出していきます。

● このため今後は、このような古河市ならではの歴史・文化的背景や、産業のまちとしての背景を最大限に活かしながら、『訪れてみたい』『働いてみたい』と思われるまちを目指し、



明日につながるぎたい・受け継ぎたい、 次世代へとつながられていくまち

3

● 未来の古河市が、古河市らしく、あるために大切な要素は、ここに住まう人、観光や仕事などで訪れる人の「想い」です。古河市には、先人から受け継がれてきた歴史文化がありますが、これらを大切に受け継ぐだけでなく、時代の要請に応えた新たな価値を創出し、発信していくことも重要となっています。

● このため今後は、『明日につながるぎたい』『受け継ぎたい』と思われるまちを目指し、広く市民協働を進め、その過程で、古河市に対する想い「の醸成を図るとともに、間断なき行財政改革によって持続可能な行財政基盤を構築していきます。



地域のみんなで古河をつくる

市民協働

1

● 古河市の未来を切り拓くためには、市民・事業者・行政といった古河市に関わる様々な主体が、地域に対する「想い」を共有するとともに、共通する目標の実現に向けてともに力を合わせ協力する、市民協働のまちづくりが基本となります。

● このため、古河市自治基本条例の理念を踏まえ、自治会をはじめとする地域コミュニティや、ボランティア・NPOなどのテーマコミュニティの育成を図りながら、多様な主体の参加と連携の機会を拡充していきます。

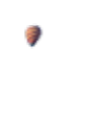
健康福祉

互いに支え合う古河をつくる

2

● 未来の古河市を安心して住み続けられるまちとするためには、市民一人ひとりの自律的な取組を基本としながら、誰もがその人らしくいきいきと暮らし、困ったときには地域で互いに助け合える、健康福祉のまちづくりが大切です。

● このため、市民一人ひとりの健康に対する意識の高揚と自発的な取組を促すとともに、市民の健康づくりを支える医療体制の充実を図っていきます。また、地域で互いに支え合う地域福祉のまちづくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりに向けた支援を拡充していきます。



3 教育文化

人が育ち文化の息づく古河をつくる

● 未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身に着け、学んだことを活かしながら地域をより良くしようとする行動する市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。

● このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童・生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

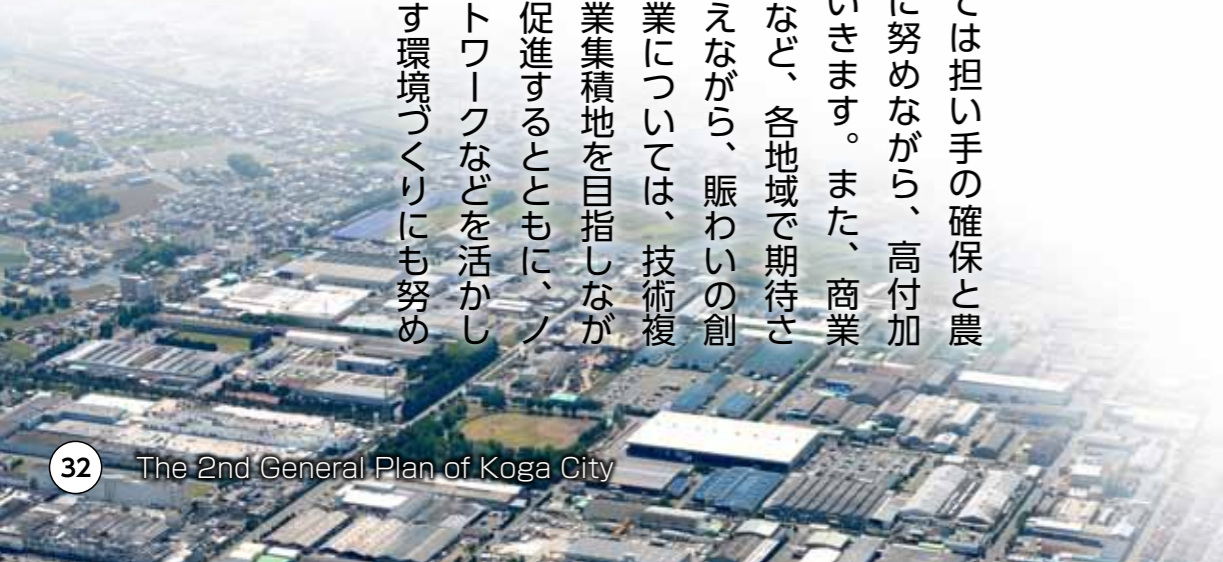


4 産業労働

活力と賑わいのある古河をつくる

● 未来の古河市を経済的にも豊かで人の集うまちとするためには、地域の特性を踏まえつつ、農・商・工のバランスの良さや近年の工業の強みを活かしながら、産業を活性化し雇用を創造していくことが大切です。

● このため、農業については担い手の確保と農業生産基盤の整備などに努めながら、高付加価値化などを推進していきます。また、商業については、古河駅周辺など、各地域で期待される商業のあり方を踏まえながら、賑わいの創出を図っていきます。工業については、技術複合型、高付加価値型の産業集積地を目指しながら、引き続き企業立地を促進するとともに、ノウハウの蓄積や人的ネットワークなどを活かしながら、新たな起業を促す環境づくりにも努めていきます。



5 生活環境

安全で快適な古河をつくる

● 未来の古河市を快適で住みやすいまちとするためには、利根川や渡良瀬川の水辺、平地林の緑といった自然と共生しながら、人と自然に優しいまちづくりを進めていくとともに、安全に暮らせる環境を整備していくことが大切です。

● このため、自然的環境の保全や環境美化、生活排水の適切な処理などに努め、地域を美しく快適に保っていくのみならず、ごみの減量化や資源化、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。また同時に、災害に強く犯罪や交通事故などが少ない、安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。

6 都市基盤

魅力的で利便性の高い古河をつくる

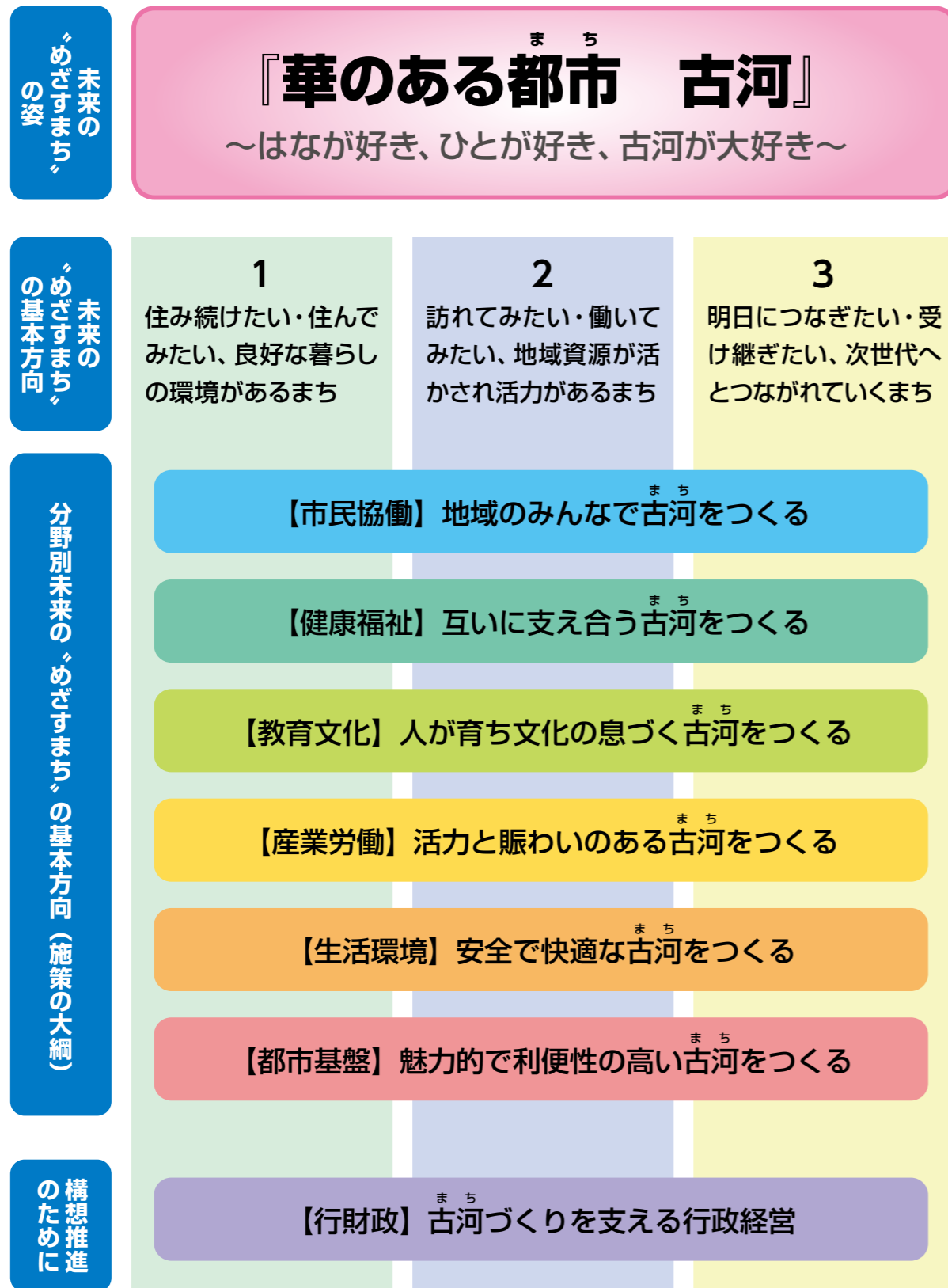
● 未来の古河市における暮らしや経済活動を支えるだけでなく、より魅力的で活力ある地域を創造するためには、人口減少や市の財政など、地域の将来を見据えつつ、真に必要なものへの戦略的投資による都市基盤整備が大切です。

いきます。さらに、地域間・業種間の連携を進め、企業立地につながるよう、バランスに配慮し機能的な土地利用に努めていきます。

● このため、地域の実情を踏まえ、優先順位を付しながら計画的に整備を進めることを基本として、都市の活力と市民の利便性を向上させるための交通基盤の整備や、古河らしさを表現し市民の愛郷心の高揚につながるような景観の保全と創造、計画的な都市施設の整備などを進めて



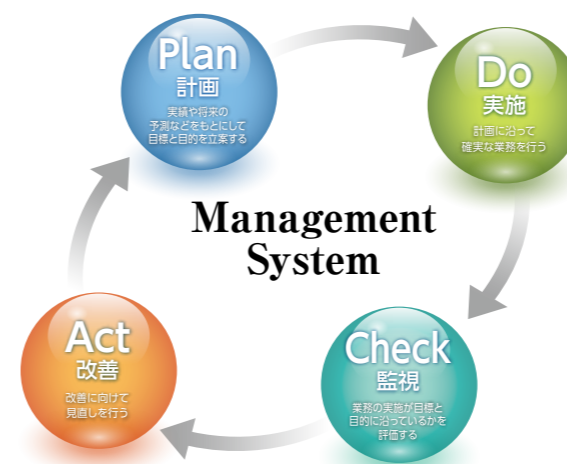
基本構想の体系



このため、引き続き行政改革を徹底し、職員
の意識改革や行政評価などを推進することによ
り、効率的で効果的な行政経営の実現を目指す
とともに、創意工夫による自主財源の確保や施
策・事業の見直しなどを通じ、健全な財政を維
持していきます。

施策の大綱に掲げたこれからの古河市のまちづ
くりを着実に推進し、未来の「めざすまち」を
実現するためには、行政経営マネジメント体制
の確立による、持続可能な行政運営が不可欠
です。

PDCA サイクル図



あわせて、近隣自治体と前向きに競う地域間競
争のみならず、お互いに協力し合い新たな価値
を創造していく「地域間協創」の理念のもと、
広域的な連携を進めていきます。



古河づくりを支える行政経営

資料編

パブリックコメント	平成27年10月20日 ～11月 8日 平成28年 1月19日 ～2月 7日	基本構想案の公表、意見の募集 基本計画案の公表、意見の募集
古河市議会	平成27年12月17日 平成28年 3月18日	【定例会】基本構想の議決 【議会全員協議会】基本計画の報告



古河市総合計画審議会



市長への提言

計画策定までの経緯

各種アンケート調査	平成26年 9～10月 平成27年 1月 4月	市民アンケート調査 中高生アンケート調査 職員アンケート調査
古河市総合計画策定委員会	平成27年 4月 7日 7月 7日 10月 6日 12月 1日 平成28年 2月 3日 平成28年 3月 2日	【第1回】委員会の設置、概要説明等 【第2回】総合計画審議会、計画体系について 【第3回】基本構想素案について 【第4回】基本構想案、各種アンケート、職員リレーインタビュー、スケジュールについて 【第5回】基本計画案、指標案、スケジュールについて 【第6回】基本計画の報告（※庁議にて）
未来会議	平成27年 5月29日 6月12日 8月21日 8月24日	【第1回】情報提供、各グループで協議 【第2回】各グループで協議 【第3回】各グループが提言を発表 市長に提言
古河市総合計画審議会	平成27年 6月25日 7月16日 8月24日 10月14日 11月17日 11月26日 平成28年 1月14日 2月25日 2月29日	【第1回審議会】概要説明、情報提供等 【第2回審議会】古河市の未来について協議 【第3回審議会】諮問、基本構想案の検討 【第4回審議会】基本構想案の検討 【第5回審議会】答申案のとりまとめ 【審議会答申】市長に答申 【第6回審議会】基本計画案の検討 【第7回審議会】基本計画提言のとりまとめ 【審議会提言書】市長に提言
職員参画	平成27年 8月10日 ～8月26日 平成27年11月20日 ～11月27日	各課ヒアリング 職員リレーインタビュー

資料編

古河市総合計画●基本構想

未来会議

目的	古河市の未来の方向性について、市民から提言をいただき、計画づくりに反映させることを目的に実施
開催日	平成27年5月29日、6月12日、8月21日（全3回）
参加者の構成	無作為抽出の市民21名と市の若手職員
概要	<p>【第1回】古河市の強み、ありたいまちのキャッチフレーズについてグループごとに話し合った</p> <p>【第2回】ありたいまちのキャッチフレーズ、ありたいまちの実現に向けた基本方向についてグループごとに話し合った</p> <p>【第3回】グループごとに提言書を作成し、発表した</p>



パブリックコメント

第2次古河市総合計画基本構想（案）に対する意見募集

実施期間	平成27年10月20日～11月8日
意見数	延べ13件

第2次古河市総合計画基本計画（案）に対する意見募集

実施期間	平成28年1月19日～2月7日
意見数	延べ3件

各課ヒアリング

目的	第1次総合計画後期基本計画の検証と、第I期基本計画の策定に向けた課題や取組事項を把握し、計画に反映するため実施
実施期間	平成27年8月10日～8月26日
概要	各課が記入したシートを基にヒアリングを実施

職員リレーインタビュー

目的	第I期基本計画期間内で取り組むべき施策について、広く職員から意見を聞き、計画づくりへの参画を促すために実施
実施期間	平成27年11月20日～11月27日
概要	各課3名までのリレー方式で意見を出し合った

市民参画・職員参画の概要

市民アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画の策定に向けて、次世代（概ね20年後）の目指すべき古河の姿を明らかにするため、古河市の未来の方向性について、市民の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	平成26年9月～10月
調査対象	市内在住の19歳以上の男女3,000人
抽出方法	無作為抽出
回収結果	回答数609票、回収率20.3%
調査項目	古河市の現在の印象、古河市の未来のあるべき姿、これからのまちづくり、市の取組の満足度・重要度、古河市のまちづくりの課題等

中高生アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画の策定に向けて、次世代（概ね20年後）の目指すべき古河の姿を明らかにするため、古河市の未来の方向性について、市内の中学校や高等学校に通学する学生の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	平成27年1月
調査対象	市内の中学2年生及び高校2年生 1,006人
抽出方法	無作為抽出
回収結果	回答数952票、回収率94.6%
調査項目	古河市の現在の印象、古河市の未来のあるべき姿、これからのまちづくり等

職員アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画の策定にあたり、古河市の未来の方向性に関する市職員の意向や、現行計画の活用状況を把握するために実施
調査期間	平成27年4月
調査対象	市職員868人
回収結果	回答数514票、回収率59.2%
調査項目	古河市の現在の印象、古河市の未来のあるべき姿、これからのまちづくり、市の取組の重要度、総合計画と内部マネジメント等

古河市総合計画審議会条例

平成17年9月12日

条例第18号

改正 平成18年6月20日条例第36号

(設置)

第1条 本市の基本的総合計画に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、古河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月12日から施行する。

附 則（平成18年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

未来会議名簿

第1グループ

ありたいまちのキャッチフレーズ	氏名
まち まち あんばい 故郷と街がいい塩梅 ♪ゆったりライフ古河♪	石島 好
	井樋 薫
	嘉藤 了一
	斉藤 忍
	穴戸 英志
	関根 泉
	塚原 直美
	安川 俊二

第2グループ

ありたいまちのキャッチフレーズ	氏名
人・歴史・自然。 ほどよいつながり「力」に。 未来へ！！	植野 行伸
	金子 京太郎
	斉藤 稔
	○ 佐々木 美和
	名越 隆昭
	田代 千恵子
	羽賀 政
	真塩 実 横塚 崇

第3グループ

ありたいまちのキャッチフレーズ	氏名
『文化』『活力』『笑顔』があふれ 世代を超えてわかりあえるまち 古河	新井 静
	大内 博文
	関 由美子
	張能 真智子
	土堂 昇
	人見 一
	松山 闊
	○ 渡辺 勝

第4グループ

ありたいまちのキャッチフレーズ	氏名
ココが(古河) イイネ!と言えるまち ～来たい・住みたい・ずっといたい～	宇都木 武
	小田原 寛
	小野寺 繁起
	鯉沼 晴雄
	高橋 岳志
	田中 文裕
	長濱 真由美
	長谷部 満

○は未来会議代表（50音順、敬称略）

古河市総合計画審議会規則

平成17年9月12日

規則第6号

改正 平成18年10月1日規則第80号

平成27年5月15日規則第51号

(会議の公開)

第6条 会議（第4条第1項に規定する小委員会を含む。以下同じ。）は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は委員長（第4条第2項に規定する委員長をいう。以下同じ。）は、会議の審議内容が次のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 古河市情報公開条例（平成17年条例第19号）第6条に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の傍聴等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、指定する場所において、会議開催予定時刻までに傍聴受付票（別記様式）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

- 2 傍聴人の受付は、先着順に行うものとし、傍聴人の定員は、会長又は委員長が会議室の収容人数等を考慮して定める。
- 3 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
 - (2) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- 4 会長又は委員長は、傍聴人が会長又は委員長の命令、係員の指示等に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則（平成18年規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市総合計画審議会条例（平成17年条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、古河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第2条 諮問に関する答申は、会長（条例第5条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）が行う。

(会議録)

第3条 審議会は、会議録を備えるものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 審議会の会議（以下「会議」という。）に出席及び欠席した者の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認める事項

(小委員会)

第4条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、小委員会の会務を総理し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 その他小委員会の運営については、条例第6条の規定を準用する。
- 7 小委員会において特別事項として調査審議された事項については、委員長は、会長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第5条 審議会は、審議を行うため必要と認めるときは、関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

基本構想 諮問書

写

古 企 第 53 号
平成27年 8 月24日

古河市総合計画審議会
会長 北島 富佐雄 様

古河市長 菅 谷 憲一郎

第2次古河市総合計画（案）について（諮問）

第2次古河市総合計画（案）について、古河市総合計画審議会条例（平成17年条例第18号）第2条の規定により、貴審議会に意見を求めます。



諮問



答申

総合計画審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

区分	氏名	役職等
会長	北島富佐雄	古河市工業会会長
副会長	吉田 勉	常磐大学 准教授
市議会議員	秋山 政明	古河市議会議員
	靄見久美子	古河市議会議員
学識経験者	青柳 初男	茨城むつみ農業協同組合 代表理事組合長
	石川 康夫	古河市商工会会長
	枝 竜二	一般社団法人 古河青年会議所理事長(第6～7回)
	大森 昌弘	常陽銀行古河支店支店長(第1回)
	五月女光男	古河市行政自治会会長
	関根ひろ子	古河市地域女性団体連絡会会長
	高橋 恭嗣	古河市教育委員会 教育委員
	塚田 秀紀	一般社団法人 古河青年会議所理事長(第1～5回)
	堤 千賀子	子ども子育て会議代表
	中田 俊之	リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社 代表取締役
野口 享治	京三電機株式会社 人事総務部部长	
蓮見 公男	古河商工会議所会頭	
桃井 信子	古河市PTA連絡協議会副会長	
山口 晃男	常陽銀行古河支店支店長(第2～7回)	
市民	佐々木美和	古河市未来会議代表
	渡辺 勝	古河市未来会議代表

古河市総合計画策定委員会規程

平成17年9月12日

訓令第3号

改正 平成18年4月1日訓令第27号

平成19年4月1日訓令第15号

平成22年4月1日訓令第10号

平成25年3月29日訓令第3号

平成27年3月31日訓令第3号

(設置)

第1条 進展する社会経済情勢に対処しつつ、将来の市のあり方を検討し、長期的視野にたつて総合計画を立てるため、古河市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第2条 委員会の委員は、古河市庁議規程（平成17年訓令第1号）第2条第1項に規定する者とする。

2 委員会の委員長は、市長をもって充て、委員長に事故があるときは、副市長が代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画に必要な調査資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(下部組織)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月12日から施行する。

附 則（平成18年訓令第27号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

基本構想 答申書

平成27年11月26日

古河市長 菅谷 憲一郎 様

古河市総合計画審議会
会 長 北島 富佐雄

第2次古河市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成27年8月24日付古企第53号で諮問のあった第2次古河市総合計画基本構想（案）について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であると認め、ここにその旨を答申します。

なお、審議の過程で出された意見については下記の通り集約しましたので、基本構想の策定及びその実現にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう求めます。

記

1. 少子高齢化を克服するためにも、古河ならではの魅力を活かし、また新たに創出しつつ、住みたいと思えるまち、住み続けたいと思えるまちづくりを、将来にわたって進められたい。
2. 市民協働はすべての政策分野における基礎となることから、地域コミュニティや市民による自主的活動の支援などを通じ、幅広く協働のまちづくりを推進されたい。
3. 自動車産業の進出等を契機として、必要な措置を講じつつ、産業の振興に努められたい。また、若者や女性などにとって魅力的な就労環境づくりや、仕事と子育ての両立支援などに努められたい。
4. これまでに培ってきた歴史や文化、あるいは既に行われている取組などを活かし、古河ならではの教育・文化の振興と、地域福祉の推進に努められたい。
5. 基本構想の実現にあたっては、行政経営という視点に基づき、施策・事業の着実な推進を図られたい。また、関東の中心という地理的特性を活かし、関係自治体との幅広い連携と役割分担のもとに、地域振興を図られたい。



表紙の意匠について

未来の“めざすまち”である「華のある都市 古河」の華には様々な意味が込められています。その中で古河市の誇る様々な華（花・花火・雪華）をイラストとして表現したものです。季節の違う華が集まり、一体となることで、新しい魅力が創出されることを願い作成しました。

第2次古河市総合計画基本構想

編集・発行

古河市市長公室企画課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

TEL 0280-92-3111（代表）

HP <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp>